

特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

令和5年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外106筆

設置者 アークランズ株式会社 他2者

2 意見の概要

県の意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課、新潟市経済部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、魚沼市経済産業部商工課、弥彦村産業部観光商工課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和5年8月8日から令和5年9月8日まで